



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	在奉天総領事から見た土地商租権問題： 榊原農場事件を中心に〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	孫, 雨涵
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第14566号
Issue Date	2021-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/81427
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Yuhan_Sun_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名：孫 雨涵

学位論文題名

在奉天総領事から見た土地商租権問題－榊原農場事件を中心に－

・本論文の観点と方法

対華二十一ヵ条要求に基づいて締結された南満洲及東部内蒙古に関する条約（南満東蒙条約、1915 年 5 月）によって、日本人が認められた権益の一つに土地商租権があった。しかし、土地商租権の解釈が日中間で異なっていたことから、その後も日中間の外交上の懸案となり、対立が継続していた。本論文は、満蒙権益の一つである土地商租権問題に着目し、この問題の具体的な事案として榊原農場問題を取り上げ、事件の経過と日中間の交渉過程を分析するものである。その際、日中外交の現場である奉天（瀋陽）における交渉を重視し、落合謙太郎、矢田七太郎、船津辰一郎、林久治郎という 4 名の歴代奉天総領事を取り上げ、それぞれが抱いた土地商租権問題に関する見解および中国側（主に東北政権）との交渉経緯を分析した。日中外交史を、満蒙権益の取扱をめぐる事件が絶えない現場に即して描くことに大きな特徴がある。

資料としては、日本側外交文書（『日本外交文書』、「外務省記録」電報綴）、中国側外交文書（北京政府、東北政権外交檔案）を活用している。とりわけ、本論文では奉天総領事の役割を重視しているため、日本側の「外務省記録」は膨大な往復電報が細部にわたって分析されていることが特徴である。

・本論文の内容

序論では、南満東蒙条約によって認められた土地商租権について、中国側は土地の賃貸借権とみなしていたのに対し、日本側は実質上の土地所有権とみなしていたことから対立が続いたとしている。『大連タイムス』記者であった榊原政雄は、奉天にある旧清皇室の財産である昭陵余地を当時の承租人（地主から土地を商租した者）と租借契約を締結したと主張した。その後、中国側の抗議と奉天総領事の介入により大部分が返還されたが、百町歩の水田が残り榊原農場として、その後も紛争の種となった。長期にわたる榊原農場事件は、時期によって局面が異なるため、本論文では、1914 年の事件を榊原農場契約事件、1915 年の事件を榊原農場返還事件、1924 年の事件を榊原農場商租料事件、1929 年の事件を榊原農場鉄道撤去事件と称している。

第一章では、1914 年の榊原農場契約事件を取り上げている。榊原が昭陵余地を承租して

いた溥豊公司与租借契約を結んだと主張したが、中国政府（北京政府）から派遣された奉天交渉員は契約の無効を主張し、落合謙太郎総領事が対応することになった。落合は、領事裁判権を生かして民事訴訟としてこの問題に対処する見解であったが、外務省（本省）は条件付きで土地を返還させる示談を指示した。榊原は、満鉄から融資を受けており、満鉄も榊原の農場経営計画を支持していた。また関東都督である福島安正も榊原と旧知の間柄であり、外務省や落合総領事とは異なり榊原に同意していた。契約の正当性を疑う中国側に同意していた落合総領事は、榊原との関係も陰悪となっていた。

第二章では、1915 年以降の榊原農場返還事件を取り上げる。榊原は、百町歩水田を除いて溥豊公司との間に土地返還契約を結び 1916 年 2 月に大部分の土地は返還された。矢田七太郎総領事代理は中国政府（北京政府）奉天交渉員との間で土地商租権の具体的な取り扱いについての交渉を行った。矢田は、土地所有権は地主に属し、土地を商租している（土地商租権を有する）承租人には抵当権、質権はなく、単に土地の収益使用の権利のみを認めるという中国側見解に同意していた。外務省本省と奉天総領事との往復電報を見ると、奉天総領事が交渉内容を積極的に提案していることがわかる。矢田は、土地商租権の本質は土地所有権ではないことを認めていたが、商租権契約を長期に認めさせ「商租権者ヲシテ實際上土地所有者ノ地位」に立たせることができると考えていたのである。

第三章では、1924 年の榊原農場商租料事件を取り上げる。このころ、中国では土地商租権など利権を回収する運動が起きており、6 月 12 日には商租料を滞納している榊原農場に旧清皇室財産を守る盛京副都統公署が北陵衛兵を派遣して農場の耕作を阻止するという榊原農場商租料事件が起きた。このころ、榊原が農場の権利を他の日本人に転商租したり贈与したりしたことで中国側に商租料が支払われていなかった。船津総領事は仲裁に入り、滞納商租料は満鉄および東洋拓殖会社（東拓）に負担させるべく斡旋したが、盛京副都統公署は認めず、あくまでも土地の回収を企図していた。船津総領事は、中国側の実力行使に対して、領事館警察を派遣したものの平和的に解決することに成功している。

第四章では、1929 年の榊原農場鉄道撤去事件を取り上げる。榊原農場を横断するかたちで北陵遊覧鉄道が敷設された。榊原と林久治郎総領事は、奉海鉄路局に対し鉄道の撤去を要求したが、中国側は応じず、ついに林総領事の同意のもとに、6 月 27 日、榊原は鉄道線路の撤去を強行した。張学良政権、国民政府外交部奉天交渉署は一致して鉄道撤去に抗議し、榊原農場の土地商租権も否定した。林総領事は、これまでの歴代奉天総領事とは異なり、榊原の行動を支持し、中国側と激しく対立した。その理由は、張学良政権は外交を国民政府に一元化する姿勢を見せ、土地商租権施行細則交渉が停滞していたため、あえて土地紛争を引き起こして交渉を再開するという意図を有していたからであった。榊原農場問題で張学良政権と林総領事は対立を深めたが、時あたかも奉ソ戦争（中ソ戦争）が起きたことにより、日中間の紛争は先送りされることになった。

第五章では、安東領事であった吉田茂の対中国外交を取り上げる。南満東蒙条約により土

地商租権が認められたとき、吉田は土地商租権を土地所有権と解釈し、満鉄附属地においても日本人に土地所有権が認められることを希望していた。1925年から奉天総領事となるが、翌年6月の幣原外相宛電報でも獲得した土地の転売、譲渡、質入、担保をすべてできるようにすることが、「土地商租権ノ理想的状態」だと主張していた。吉田の土地商租権認識は、日本側では当時よく見られた見解であった。

終章では落合、矢田、船津、林という4人の歴代総領事の土地商租権および榊原農場事件に対する見解と態度をまとめたうえで、前3名と林との差異を改めて確認し、さらに、中国ナショナリズムに対しても船津が敏感であったのに対し、林は過小評価していた、とする。